

審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第42条第3項において準用する第22条第6項
処分の概要	機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則 第63条 第43条第3項(機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3038~9
備考	